

乳幼児 コーナー

※乳児一般健康診査受診票は、生後2カ月頃に予防接種手帳と合わせてお送りします。

※5カ月児健康相談では、親子のふれあいを支援するため、絵本などが入ったウッズスタートとブックスタート・パックをお渡ししています。

対象月齢	内容	実施日	時間・場所	必要なもの
3～4カ月	かかりつけの小児科で乳児一般健康診査（1回目）を受けましょう！		診療時間内に委託医療機関にて	・乳児一般健康診査受診票 ・母子健康手帳
5カ月	5カ月児健康相談（R1年12月生）	5月12日(火) 5月15日(金)	9:30～10:30 保健センター	・母子健康手帳 ・5カ月児健康相談アンケート
6～11カ月	すくすく乳児相談（予約制・個別相談）	5月11日(月)	9:30～10:30 保健センター	・母子健康手帳 事前に保健センターに電話で申し込み
9～11カ月	かかりつけの小児科で乳児一般健康診査（2回目）を受けましょう！		診療時間内に委託医療機関にて	・乳児一般健康診査受診票 ・母子健康手帳
1歳6カ月	1歳6カ月児健診（対象者には個別通知します）	5月26日(火) 5月27日(水) 5月28日(木)	13:20～14:20 保健センター	・母子健康手帳 ・郵送している健康診査票
1歳9カ月～3歳未満（2歳～2歳6カ月が望ましい）	子どものむし歯予防教室（歯科健診、フッ化物塗布など）	5月21日(木)	13:00～14:30 保健センター	・母子健康手帳 ・タオル 事前に保健センターに電話で申し込み
3歳	3歳児健診（H29年1月生）	3月に実施できなかった人に個別通知します	13:20～14:20 保健センター	・母子健康手帳 ・郵送している健康診査票

♥一日人間ドック

日程 5月11日(月)、18日(月)、20日(水)、25日(月)

自己負担額 11,000円

申し込み 保健センター ☎35-1308

♥こころの相談

心の悩みや不安の相談に臨床心理士が応じます。

日時 5月27日(水) 9:30～11:30

場所 保健センター 定員 2組程度（要予約）

料金 無料 申し込み 保健センター ☎35-1070

♥食育ボランティア養成講座 受講生募集

～食育やボランティア活動に興味のある人大歓迎♪～

内容 調理実習（生活習慣病予防のための食事）
バランスの良い献立の立て方

日時 6月23日(火)、7月14日(火)、9月15日(火)、
10月13日(火)、11月17日(火)、12月15日(火)
9:00～14:00（全6回）※変更の可能性あり

場所 保健センター

対象 18歳以上で全日程出席できる人

料金 無料 申し込み 保健センター ☎35-1070

※受講終了後は、地域の食育ボランティア（食生活改善推進員）として活動します。

ベーグルも
作ります！



保健の窓口

Window of the health



新居浜市保健センター
〒792-0811
庄内町4-7-17
☎35-1070 ☎37-4380



すこやかダイヤル

保健センター ☎35-1070

すまいるステーション ☎35-1101

保健師・栄養士・歯科衛生士などが健康に関する相談をお受けします。



5月31日は世界禁煙デー

喫煙者の皆さん、ぜひこの日を機に禁煙を！！

【喫煙によるあなたや周囲の人への悪影響】

- ・がん
- ・虚血性心疾患
- ・脳血管疾患
- ・喫煙 → COPD（慢性閉塞性肺疾患）などの呼吸器疾患
- ・早産、低出生体重児
- ・周りの人にも健康被害を及ぼす「受動喫煙」など

一人一人が禁煙に取り組みましょう！

禁煙は1日にしてならず！

禁煙を検討する際は

保健センターまで

問い合わせ 保健センター ☎35-1070



愛媛の禁煙推進ゆるキャラ
すわんぞな

保健センターの事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止や自然災害により、急きよ中止となる場合があります。詳しくはホームページなどでご確認ください。

37.4.2~
54.4.1生
の男性が対象です!

令和元年度から令和4年3月31日までの3年間に限り、 風しん抗体検査・予防接種を**無料**で受けられます

- ▶風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、**抗体保有率が他の世代に比べて低く(約80%)なっています。**そのため、令和4年3月31日までの期間に限り、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風しんの定期接種*の対象者とします。
※予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種
- ▶令和元年度は昭和47年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性にクーポン券を送付済(有効期限が1年延長され、券はそのまま使用可能)。
- ▶令和2年度は昭和41年4月2日～昭和47年4月1日の間に生まれた男性にクーポン券を送付。
- ▶令和元年、2年度のクーポン対象者以外でも、本事業の対象者(昭和37年4月2日～昭和41年4月1日生)が風しんの抗体検査を希望する場合はクーポン券の発行を行います。
- ▶対象者には、**クーポン券を利用して、まず抗体検査**を受けていただきます。
抗体検査の結果、十分な量の抗体がない人は、定期接種の対象となります。

～抗体検査・予防接種までの流れ～

期間は3年間です!

◇クーポン券の交付手続き(保健センター)

◇抗体検査(クーポン券、本人確認書類が必要)

抗体検査の結果が届きます

(※医療機関に結果を受け取りに行く場合もあります)

抗体なしの場合

・風しんへの抵抗力がなく、風しんにかかるリスクがあります。

抗体ありの場合

・風しんへの抵抗力があるため、定期の予防接種の対象にはなりません。

◇予防接種を受けましょう

(クーポン券、本人確認書類、抗体検査結果通知が必要)

- ・抗体検査は、事業所健診や特定健診の機会にその場で受けられます。※勤務先の企業(事業所健診の人)や新居浜市(特定健診の人：新居浜市国民健康保険加入者)に問い合わせください。
- ・本事業に参加している全国の医療機関で受けられます。
※抗体検査・予防接種を受けられる医療機関などのリストは、厚生労働省のホームページでも確認できます。

★抗体検査を受ける手順

- ① 医療機関・検診機関に事前に実施の確認・予約を行う。
- ② 検査当日は、クーポン券、本人確認書類(運転免許証、保険証など)を持参する。
- ③ 実施機関の「風しんの抗体検査受診票」に記入し、検査を受ける。
- ④ 抗体検査の結果(風しんの抗体検査受診票)は、後日対面または郵送で通知される。
- ⑤ 検査結果は各自で保管する(定期接種の対象となる場合は、接種時に検査結果の提出が必要)。

★予防接種を受ける手順

- ① 実施医療機関に事前に実施の確認・予約を行う。
- ② 接種当日は、クーポン券、風しん抗体検査の結果(風しん抗体検査受診票)、本人確認書類(運転免許証、保険証など)を持参する。
- ③ 医療機関の「風しんの第5期の定期予防接種予診票」に記入し、予防接種を受ける。
- ④ 接種後に交付される接種済証(本人控えのクーポン券が貼付された「風しんの第5期の定期予防接種予診票」)は各自で保管する。

※ 予防接種は、当日の体調や基礎疾患などで受けられない可能性もあります。また、接種後、副反応が発生する恐れもありますので、必ず医師と相談してください。

★抗体検査・予防接種当日は、必ずクーポン券を持参してください

よくある
質問

Q どうして風しんの追加的対策を実施しているのですか？

A 風しんは、感染者の飛まつ(唾液のしぶき)などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群(眼や耳、心臓に障がいが出る)になる可能性があります。

大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つことが重要です。



風しんの追加的対策の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策

検索

図保健センター ☎ 35-1070

▼不妊治療費を助成します

子どもがほしいと望んで不妊治療を受ける夫婦は年々増加しています。市では、不妊治療にかかった費用の一部を助成しています。なお、治療方法によって助成額などが異なります。

▼申請方法：

県の特定不妊治療費助成事業承認決定通知書発行日から1年以内に保健センターで申請。
※必要書類、申請者名義の通帳、夫婦別々の印鑑が必要です。

②一般不妊治療

▼対象治療：人工授精

▼助成額：治療に要した費用

(1回の申請につき上限5万円)

▼申請方法：

- ・治療を実施した日の妻の年齢が43歳未満であること
- ・いずれか一方が市内に1年以上住所を有している法律上の夫婦
- ・市税などを滞納していないこと
- ・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満であること
- ・県が実施する特定不妊治療費助成事業の対象者であること(特定不妊治療費のみ)

①特定不妊治療

▼対象治療：

体外受精、顕微授精、男性不妊治療

- ・申請用紙は保健センターHPからダウンロード可能です。
- ・詳しくは保健センターまでお問い合わせください。

▼問い合わせ

保健センター ☎35・1070

- ①治療終了日が令和2年3月31日以前のもの：1回につき上限5万円
- ②治療終了日が令和2年4月1日以降のもの：1回につき上限20万円

※年齢に応じて助成回数制限あり

▼不育症に関する検査・治療費を助成します

妊娠しても流産や死産を繰り返してしまふ「不育症」の検査と治療を実施した夫婦に対し、医療保険各法の保険給付に係る規定が適用されない検査・治療に必要な費用の一部を、4月から助成しています。

▼対象者：次の全てに該当する人

- ・治療を実施した日の妻の年齢が43歳未満であること
- ・夫婦のいずれか一方が市内に1年以上住所を有する法律上の夫婦
- ・市税などを滞納していないこと
- ・夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること

▼対象となる治療：不育症に関する検査および治療費で医療保険適応外のもの

▼助成額：検査および治療に要した費用(検査開始日が令和2年4月1日以降のもの※1回の申請につき上限5万円。回数制限なし)

▼申請方法：治療終了日から1年以内に保健センターへ必要書類と申請者名義の銀行通帳・夫婦別々の印鑑を持って申請してください。

▼問い合わせ

保健センター ☎35・1070

※申請用紙はHPからもダウンロード可能です。

※申請用紙はHPからもダウンロード可能です。

▼特別の理由による任意予防接種費用の助成について

骨髄移植などの特別な理由により、すでに行った予防接種で獲得した免疫が消失し、再度接種する必要がある場合、その費用は自己負担となります。本市では感染症のまん延防止および経済的負担の軽減を図るため、予防接種費用の助成制度を開始します。

制度の利用にあたっては事前申請が必要となります。申請を希望する人は、保健センターまでご相談ください。

▼申請窓口・問い合わせ

保健センター ☎35・1070



がん検診のお知らせ

項目		対象者	自己負担金	注意事項・備考	
がん検診	胃がん	40歳以上	無料	◆胃部エックス線検査（バリウム）	
	肺がん	胸部エックス線	40歳以上※1	無料	◆必要な人は喀痰検査（たんの検査）を追加できます。 ◆65歳以上の方は結核検診を同時実施。
		マルチヘリカルCT	40歳以上※1	6,443円	◆CTによる精密な肺がん検診です。 ◆喫煙指数（喫煙年数×1日の本数）が600本以上の人は、年1回のCT検診をお勧めします。
	前立腺がん	40歳以上の男性	無料	◆血液検査	
	大腸がん	40歳以上	無料	◆便潜血検査（2日分）	
	乳がん マンモグラフィ	40歳以上の女性※2	無料	◆乳房エックス線撮影 ◆授乳中の人、豊胸手術を受けた人、ペースメーカーを装着している人は受診できません。	
	子宮頸がん	20歳以上の女性※2	無料	◆子宮頸部（子宮の入口）の細胞検査	
骨粗しょう症検診	18歳～70歳の女性 （平成14年4月1日以前に生まれた人で、検診日に70歳以下の女性）	500円	◆かかとの超音波検査 ◆70歳の人、65歳～69歳の重度心身障害者医療費受給者、市民税非課税世帯および生活保護被保護世帯に属する人は無料。 予約時に申し出てください。		
肝炎ウイルス検診	40歳以上	無料	◆血液検査（B型肝炎・C型肝炎ウイルス）※3		

医療保険に関係なく受診できます！

※1：どちらか一方のみ受診できます。 ※2：昨年受診した人は受診できません。

※3：B型・C型肝炎治療中または過去に受診した人は受診できません。

◇令和2年度に実施する、全ての集団検診日程などは、今月号の市政だよりに折り込みの「集団けんしんカレンダー」でご確認ください（3週間前までに要予約!!）。

◇新居浜国保加入者は特定健診も実施しています。詳しくは「集団けんしんカレンダー」をご覧ください。

集団けんしん 申し込み先 保健センター ☎ 35-1308 国保課 ☎ 65-1219 ※先着順

けんしん日程		特定健診	肝炎ウイルス	大腸がん	胃がん	肺がん エックス線	前立腺がん	子宮頸がん	乳がん マンモグラフィ
受付時間 ○ 8:30～11:00 ★ 13:00～14:00	対象者	40～74歳の国保加入者	40歳以上（過去受診者を除く）		40歳以上		40歳以上の男性	20歳以上の女性（昨年度受診者を除く）	40歳以上の女性
	自己負担金	無料							
6月4日(木)	大生院公民館	○	○	○	○	○	○		○
6月9日(火)	口屋跡記念公民館	○	○	○★	○	○★	○	★	○★
6月10日(水)	保健センター	○	○	○★	○	○★	○	★	○★

※各けんしんには定員があります。申し込みした人には、けんしん日の約1週間前に書類などを送りますので、けんしん希望日の3週間前までに申し込んでください。

※5月29日(金)に予定していた集団けんしんは中止となりました。

COVID-19 新型コロナウイルス感染症

感染症拡大防止にご協力を！



世界中で猛威をふるっている新型コロナウイルスの感染者が市内でも確認されました。

市としては、引き続き市民の生命・健康の安全確保に万全を期すとともに、新居浜市新型コロナウイルス感染症対策本部において感染症の予防と拡大防止に取り組んでいきます。

日常の手洗い、うがい、咳エチケットなどによる感染症予防の徹底に加え、換気の悪い密閉空間や多くの人が密集している場所、近距離での会話や発声が行われるなどの条件が重なる場での活動を避けるなど、感染拡大防止にご協力をお願いします。

なお、知事からもお願いがありました。『われわれが戦っているのは『人』ではない、『ウイルス』だ』という認識を全員にお持ちいただき、新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やそのご家族などに対して、不当な扱いや、SNSなどでの誹謗・中傷をすることなく、人権に配慮した判断や行動をお願いします。

新居浜市長 石川 勝行

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう！

①換気の悪い密閉空間



②多数が集まる密集場所



③間近で会話や発声をする密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、**クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。**日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろった場所が**クラスター(集団)発生**のリスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には消毒などを行ってください。



出典：首相官邸 HP より

▶ 次の症状がある人は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・ 風邪の症状や 37.5℃ 以上の発熱が 4 日以上続いている
- ※ 解熱剤を飲み続けなければならないときを含む
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ※ 高齢者や基礎疾患などのある人、妊娠中の人には上記の状態が 2 日程度続く場合

愛媛県の帰国者・接触者相談センター

《帰国者・接触者相談センター》

☎ **089-909-3483**

(24 時間対応) (土・日・祝も実施)

※ 帰国者・接触者相談センターは 4 日以上続く発熱や呼吸器症状などがある人の専用ダイヤルです。それ以外の問い合わせについては一般相談窓口へお願いします。

《厚生労働省帰国者・接触者相談センター》

☎ **0120-56-5653**

(9:00 ~ 21:00) (土・日・祝も実施)

◆ 新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ(一般相談)

▶ 愛媛県

《新型コロナウイルス一般相談窓口》

☎ **089-909-3468**

(24 時間対応) (土・日・祝も実施)

▶ 新居浜市

《新型コロナウイルス感染症対策本部》

☎ **65-1349**

8:30 ~ 17:15 (土・日・祝を除く)

◆ 健康に関する問い合わせ

▶ 保健センター

☎ **35-1070**

8:30 ~ 17:15 (土・日・祝を除く)